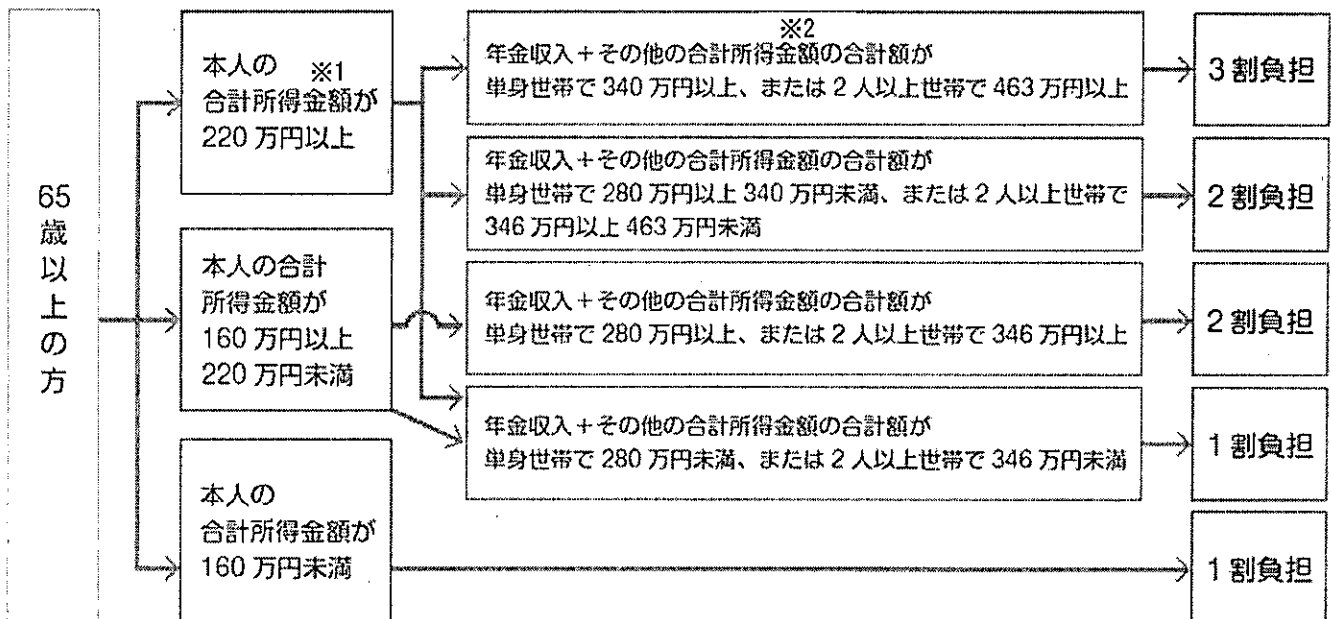


平成30年8月から 現役並みの所得のある方は、 介護サービスを利用した時の負担割合が3割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担割合について、これまでは1割又は一定以上の所得のある方は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には費用の3割をご負担いただくこととなります。

利用者負担の判定の流れ



○第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担です。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、※1「合計所得金額」から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

注意事項

- 世帯員の転出入や死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合には、その月の翌月初日より変更されます。
- 65歳になり第1号被保険者となった方が判定により2割または3割となる場合は、年齢到達月の翌月初日から変更されます。

鶴岡市役所 長寿介護課

〒997-8601

山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話 0235-25-2111（内線183）

藤島庁舎市民福祉課 電話 0235-64-2111（代表）

羽黒庁舎市民福祉課 電話 0235-62-2111（代表）

櫛引庁舎市民福祉課 電話 0235-57-2116（直通）

朝日庁舎市民福祉課 電話 0235-53-2111（代表）

温海庁舎市民福祉課 電話 0235-43-4613（直通）